

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 23 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 課 名 下水道施設課
- (2) 委託番号 委託 建設 第 4 号
- (3) 委託名 東部終末処理場汚泥処理施設整備基本設計業務委託
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 委託内容 消化ガス発電設備、消化タンク設備、附属設備（加温設備、熱交換器設備等）の新設に関する基本設計業務

詳細は、別紙「東部終末処理場汚泥処理施設整備基本設計業務委託一般仕様書」及び「東部終末処理場汚泥処理施設整備基本設計業務委託特記仕様書」（以下「仕様書等」という。）のとおり。

2 入札参加資格

本入札への参加は、単独企業、又は当該業務の履行を目的として結成される共同企業体によるものとする。共同企業体の場合、構成員の数は 2 であること。

入札参加希望者は、次に掲げる要件を満たす者であること（単独企業の場合は全て。共同企業体の場合、(1)～(4)は構成員の全て、(5)～(7)は構成員のいずれかが満たしていること）。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) この公告の日から契約締結までの間において、八戸市建設業者等指名停止要領（平成 16 年 6 月 1 日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 東北 6 県内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、市長が八戸市請負工事等の競争入札参加者の資格に関する規則第 3 条の規定に基づく入札参加資格の再認定をした者を除く。
- (5) 八戸市請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規則（昭和 42 年八戸市規則第 9 号）第 3 条の規程に基づく土木関係建設コンサルタント業務の入札参加資格が認定されていること。また、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）による下水道部門の登録を受けていること。
- (6) 平成 27 年度以降において、行政人口 20 万人以上の地方公共団体が発注する、下水処理場の汚泥処理施設（新設・増設・改築）に関する基本設計業務、詳細設計業務、又は下水汚泥の有効利用に関する検討業務のいずれかを完了した実績を有すること（ただし、構成員としての実績は、代表者として完了したものに限る）。
- (7) 一般仕様書で定める要件を満たす者で、開札日において、入札参加希望者と継続して 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、管理技術者として配置できること。ただし、監理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

3 入札参加申請

- (1) 入札参加希望者は、あらかじめ次に掲げる書類1部を提出し、入札参加資格を有することについて確認を受けなければならない。

なお、期限までに提出しない者、及び参加資格がないと認定された者は、入札に参加できない。

No.	提出書類	様式	摘要
1	条件付き一般競争入札参加資格確認申請書	第1号	
2	共同企業体構成表	第2号	共同企業体の場合
3	共同企業体協定書の写し	第3号	共同企業体の場合
4	委任状	第4号	共同企業体の場合（構成員から代表者への委任）
5	同種業務実績表（法人）	第5号	
6	業務実施体制表	第6号	
7	配置技術者経歴及び同種業務実績表	第7号	
8	同種業務実績を証明する書類	—	次のいずれかの書類を添付すること。 ・委託契約書、仕様書等の写し ・TECRIS（登録内容確認書）の写し
9	返信用封筒（長3号封筒） （460円分の切手貼付）	—	条件付き一般競争入札参加資格確認通知書（様式第8号）の送付用

- (2) 提出書類の作成上の留意点について

提出書類を作成する際、下記の点に留意すること。

ア 同種業務実績表（法人）（様式第5号）

同種業務とは、本公告2(6)に記載された業務をいう。

イ 業務実施体制表（様式第6号）

本業務において配置予定としている技術者全員を記載すること。

担当技術者は、主たる担当者となる者を最初に記載すること。

ウ 配置技術者経歴及び同種業務実績表（様式第7号）

イに記載した技術者全員分を作成すること。

保有資格欄は、技術資格のほか本業務に有効と思われる資格を記載すること。

- (3) 提出先

八戸市 都市整備部 下水道事務所 下水道業務課 管理グループ

〒031-0801 青森県八戸市江陽三丁目1番111号

TEL：0178-44-8259 FAX：0178-47-9065

- (4) 提出方法

事前に電話連絡の上、上記提出先に直接持参又は郵送（必着）すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。ファクシミリによる提出は認めない。

- (5) 受付期間

令和7年5月23日（金）から令和7年6月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

- (6) 受付時間

午前8時15分から午後5時00分までとする。

- (7) その他

ア (1)に掲げる書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 受付期間終了後における書類の差し替え、訂正及び再提出は、原則として認めない。

ウ 提出された書類について、別途その内容を聴取することがある。

エ 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の確認

- (1) 条件付き一般競争入札参加資格の確認結果は、令和7年6月10日(火)付けで、各申請者に条件付き一般競争入札参加資格確認通知書(様式第8号)にて通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を併せて通知するものとする。
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由に不服があるときは、次に定めるところに従い、書面(任意様式)により説明を求めることができる。この場合は、令和7年6月20日(金)までに書面で回答するものとする。

ア 提出先

本公告3(3)に掲げる場所と同じ。

イ 提出期限

令和7年6月18日(水) 午後5時00分

ウ 提出方法

事前に電話連絡の上、持参すること。

5 入札参加資格の喪失

条件付き一般競争入札参加資格を認められた者が、入札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは条件付き一般競争入札参加資格を喪失し、入札に参加することができない。この場合は、その旨を当該条件付き一般競争入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 入札参加資格の要件を欠いたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき。

6 仕様書等の縦覧等

(1) 場所

仕様書等、契約書(案)及び八戸市財務規則(昭和54年八戸市規則第1号)第118条に規定する入札者心得書等(以下「仕様書等関係書類」という。)は、本公告3(3)に掲げる場所において縦覧に供する。なお、これらの書類は、八戸市のホームページへ掲載する。

(2) 質問及び回答

本公告、仕様書等に関し質問がある場合は、次に従い、質問回答書(様式第9号)により提出すること。

ア 提出先

3(3)に掲げる場所と同じ。

イ 提出期限

令和7年6月17日(火) 午後5時00分

ウ 提出方法

ファクシミリ(0178-47-9065宛)にて提出すること。

他の方法によるものは受け付けない。

エ 質問に対する回答

回答は令和7年6月20日(金)までに質問者及び入札参加者全員へファクシミリにて送信する。

7 入札(開札)の日時、場所及び入札方法等

(1) 日 時

令和7年6月25日(水) 午後1時30分

(2) 場 所

青森県八戸市江陽三丁目1番111号

八戸市 東部終末処理場 管理本館 2階 中会議室

(3) 入札方法等

- ア 条件付き一般競争入札参加資格確認通知書（様式第 8 号）を持参し、提示すること。
- イ 総価による入札とし、郵送又はファクシミリによる入札は認めない。
- ウ 入札書は、様式第 11 号で規定するものを使用すること。
- エ 入札は代表者又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に様式第 10 号で規定する委任状を提出するものとする。
- オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- カ 入札の執行は 3 回を限度とする。

(4) 最低制限価格

最低制限価格を設ける。

(5) 入札条件

- ア 八戸市財務規則第 118 条に規定する入札者心得書を遵守すること。
- イ 入札参加者が 1 者のみの場合であっても入札を行う。
- ウ 無効の入札をした者及び最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、八戸市財務規則第 143 条（昭和 54 年 1 月 23 日規則第 1 号）第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札（開札）までに郵送又は持参により入札辞退届（様式第 12 号）を本公告 3 (3) に掲げる場所へ提出すること。ただし、郵送の場合は、入札（開札）日前日までに必着とする。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 資格審査確認書類又は関係資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 本公告 7 (1) に掲げる日時までに本公告 7 (2) に掲げる場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (6) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- (7) 他人の代理を兼ね又は 2 以上の代理をした者の入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

12 入札（開札）の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札（開札）を行うことができないときは、これを中止する。入札（開札）の中止による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格未満の入札をした者を除く。）を落札者とする。

なお、最低価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

14 契約の締結時期

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（休日の日数は算入しない。）に契約を締結すること。

15 その他

- (1) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した場合や、落札者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、指名停止等を行うことがある。
- (2) 提出された申請書を無断で公表又は使用することはしない。
- (3) 入札参加者は、仕様書等関係書類を熟覧の上、入札に参加すること。
- (4) 入札参加者は、施行令、八戸市財務規則、入札者参加心得書、仕様書等についての不明を理由として、入札後に異議を申し立てることができない。

16 お問い合わせ先

八戸市 都市整備部 下水道事務所 下水道業務課 管理グループ
〒031-0801 青森県八戸市江陽三丁目1番111号
TEL：0178-44-8259 FAX：0178-47-9065
電子メール：gesuigyo@city.hachinohe.aomori.jp